

軸装・額装

▼写真 四ツ切り以上額仕上げ

▼その他 展示しやすいように仕上げられているものとする

作品搬入 10月16日(火)8時30分

～17時・17日(水)午前中

作品展示 10月17日(水)13時から

出品者の方は、展示にご協力下さい

作品搬出 10月21日(日)15時から

出展者全員で後片付け。作品は出展者または代理人が受け取る

こと。(当日受け取りができない場合は、

事前に文化協会役員または事務局に連絡のこと)

その他 作品本体および箱・包装物には、部門名・作品名・作者

名を必ず記入しておくこと。

国民年金保険料免除・若年者納付猶予制度について

町民課 内線216

国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金には保険料を納めることが困難な方に対して、申請し承認されれば保険料の免除・猶予を受けられる制度があります。

法定免除

障害基礎年金を受けていたり、生活保護を受けている場合、届出により保険料が免除されます。

申請免除(全額免除・半額免除・4分の1免除・4分の3免除)

申請免除の承認・却下は、被保険者本人・配偶者・世帯主の前年度所得や、生活状況(失業・事業の廃止・震災等)により判断されます。

《保険料額・年金額》

区分	保険料額 (平成19年度)	将来の年金額 (国庫負担1/3の場合)
免除なし	14,100円	満額
4分の1免除 (4分の3納付)	10,580円	5/6
半額免除 (2分の1納付)	7,050円	2/3
4分の3免除 (4分の1納付)	3,530円	1/2
全額免除	0円	1/3

若年者納付猶予制度

就職が困難あるいは失業等により収入が少なく、保険料の納付が

困難な30歳未満の方に限り、申請者本人と配偶者の前年度所得が一定基準以下であれば、申請により保険料の納付が猶予されます。

(これまでは世帯主の所得も審査対象でした。)猶予された保険料は10年以内であれば遡って納めることができます。また、未納とは違い、障害(遺族)基礎年金の保険料の納付要件に備えることができます。

申請をされる前に以下のことをご確認ください。

- ① 所得申告が済んでいない場合、受付・審査ができませんので至急申告してください。
- ② 平成19年1月2日以降に転入された方は、当町において所得状況が確認できませんので、所得額と各種控除額が記載されている書類(所得証明書等)を添付してください。
- ③ 失業等により免除申請をする場合は、その事実を明らかにすることができると書類(雇用保険受給資格者証、離職票等)を添付してください。

※免除申請・若年者納付猶予の承認・却下は社会保険事務所の審

査により決定され、その結果が後日通知されます。

問い合わせ先 愛媛社会保険事務局 宇和島事務所 ☎22・5440

人事異動

総務課 内線233

鬼北町では8月1日付けで次のとおり人事異動を行いました。

課長級

新総務課長兼鬼北町・松野町合

併対策室事務局長

旧総務課長

甲岡 秀文

課長補佐級

新総務課長補佐(鬼北町・松野町

合併対策室事務局)

旧総務課長補佐兼地域安全係長

宮本 茂幸

主任・主査・主事級

新税務課主任(課税管理係)

旧環境衛生課主任(環境衛生係)

野中 宏史

新総務課主事(鬼北町・松野町合

併対策室事務局)

旧税務課主事(課税管理係)

末廣 一喬